

## 三島学園香風会奨学金在学学生学業奨励金応募要項

- 1 (趣旨) 東北生活文化大学（以下「大学」という。）及び東北生活文化大学短期大学部（以下「短大」という。）に在籍する学生が、三島学園香風会奨学金制度の在学学生学業奨励金（以下、「本奨励金」という。）に応募する際に必要な事項を定める。
- 2 (対象) 本奨励金の対象は、大学では2次から4年次までの在籍者、短大では2年次の在籍者とする。学外の他の奨学金との併給を妨げない。
- 3 (人数) 支給対象の人数は、大学では3名、短大では2名とする。ただし、過去に本奨励金又は新入生学業奨励金の給付を受けた者は除く。
- 4 (金額) 本奨励金の年額は1名につき12万円とする。支給期間は1年とする。支給後の返還の義務を要しない。
- 5 (応募) 本奨励金の支給を希望する学生は、指定された応募用紙に必要事項を記入し、**5月11日**から**5月22日**までの間に、学生課に提出する。
- 6 (審査) 応募のあった学生への本奨励金の支給の可否については、奨学生審査委員会で審議して決定する。審査は、前年次までの修得単位数、学業成績及び諸活動の状況を選考基準に照らして行う。
- 7 (決定通知) 奨学生審査委員会での審議での結果は、可否いずれの場合も、応募者への通知は文書をもって行う。
- 8 (給付中止・返還) 奨学生が、本奨励金の支給期間中に、大学又は短大学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合もしくは死亡した場合には、支給を中止し、本奨励金の全額または一部について返還を求めることがある。
- 9 (情報保護) 応募用紙に記入された情報は、本奨励金業務のために利用され、その他の目的には利用しない。
- 10 (施行) 本要項は平成24年4月1日から施行する。

(改定) 平成28年4月1日改定。